○大隅肝属広域事務組合職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合規則第９号

改正

令和２年３月30日規則第２号

令和５年12月25日規則第４号

大隅肝属広域事務組合職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第12号）及び大隅肝属広域事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第13号。以下「懲戒に関する条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付する書面）

第２条　大隅肝属広域事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例第２条で準用する鹿屋市職員の分限の手続及び効果に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）第２条第２項に規定する書面は、次のとおりとする。

⑴　辞令

⑵　処分説明書（別記第１号様式）

⑶　診断書（別記第２号様式）の写し

（交付要領）

第３条　辞令、処分説明書及び診断書の写し（以下「辞令等」という。）は、管理者又は管理者の定める上級の公務員が処分を受ける職員に対して直接交付しなければならない。

２　前項の場合において直接交付し難い理由があるときは、内容証明郵便等確実な方法により職員に送達しなければならない。

（懲戒処分の書面等）

第４条　懲戒に関する条例第２条に規定する書面は、辞令等のうち診断書の写しを除いたものとし、その交付要領は第３条の規定を準用する。

（雑則）

第５条　この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月30日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年12月25日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別記

第１号様式　（第２条関係）

<table>
<tr><td colspan="8">処　分　説　明　書</td></tr>
<tr><td>交付年月日</td><td colspan="3"></td><td>整理番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>処　分　者</td><td>職</td><td colspan="2"></td><td>氏　　名</td><td colspan="3">印</td></tr>
<tr><td colspan="8">処　分　を　受　け　た　職　員</td></tr>
<tr><td>所　　属</td><td></td><td>職</td><td></td><td colspan="4">（ふりがな）
氏　　名</td></tr>
<tr><td>処分の時</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td colspan="2">処分の種類及び程度</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>根拠法規</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">刑事裁判との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="8">処　　分　　の　　理　　由</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="8">この処分に不服があるときは、地方公務員法第 49 条の２の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に鹿児島県人事委員会に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、することができない。</td></tr>
</table>

注１　交付年月日　処分を受けた職員に説明書を交付した年月日

２　整 理 番 号　説明書を作成した事務部局の整理番号

３　処　分　者　任命権者又はその委任を受けた公務員

４　処分の種類　具体的に「懲戒減給３月間給料 10 分の１」というように記載すること。

５　処分の理由　単に「非行があった」などと抽象的に記載せず、いつ、どこで、どんな行為をしたと具体的事実を記載すること。

第２号様式　（第２条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">診　　断　　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所属課名</td><td>氏</td><td></td></tr>
<tr><td>□男□</td><td>年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>検診の種類
□定例　□臨時　□個人</td><td colspan="2">検診年月日
年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">要する措置
□要入院（　年　月）□要家庭療養（　年　月）□要注意（　年　月）</td></tr>
<tr><td colspan="3">既往症、家族歴、職歴、現症その他</td></tr>
<tr><td rowspan="4"> 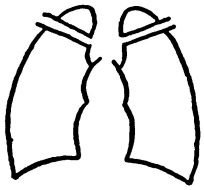
□間接撮影
フィルム№
□透　　視
□直接撮影
フィルム№</td><td>ツベルクリン反応
×
×　（×）</td><td rowspan="4">所　見</td></tr>
<tr><td>赤血球沈降速度
１時間値
方法</td></tr>
<tr><td>かくたん検査
□培養（＋）（－）　□塗まつ
（＋）（－）方法</td></tr>
<tr><td>ＢＣＧ接種年月日
年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考（任命権者の措置その他）</td><td>上記のとおり診断する。
医師
氏名　　印
氏名　　印</td></tr>
<tr><td colspan="3">注　「検診の種類」欄において、「定例」とは任命権者の行う定例健康診断を、「臨時」とは臨時健康診断を、「個人」とは当該職員の要求に基づく個人的診断をいう。</td></tr>
</table>